

兵庫県口腔保健支援センター設置要綱

(目的)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に規定する機関として位置づけるとともに、健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第12条に基づく施策を効果的に推進するために、「兵庫県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）」を設置する。

(実施主体)

第2条 支援センターの実施主体は、兵庫県とする。

(設置)

第3条 支援センターは、兵庫県保健医療部健康増進課に設置する。

(業務内容)

第4条 支援センターは、健康づくり推進条例に基づく施策を総合的に実施するため、以下の業務を行う。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発・情報提供
- (2) 歯科口腔の健康づくりに携わる人材の育成
- (3) 市町、関係機関・団体等との連携調整
- (4) 歯科口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (5) 歯科口腔の健康づくりに関する対策の評価
- (6) その他、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施

(協議・検討組織)

第5条 支援センターは、地域の保健、医療、介護、福祉、産業保健、学校保健等の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健施策の具体策に取り組むものとする。

- 2 協議・検討組織として、兵庫県健康づくり審議会歯及び口腔の健康づくり推進部会を充てる。

(事務局)

第6条 支援センターの事務を処理するため、兵庫県保健医療部健康増進課内に事務局を置く。

(その他)

附則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から一部改正する。